

令和7年度 淡路地域 地域づくり活動応援事業 ～補助のご案内（一般枠・万博枠）～

地域団体が、協働のネットワークを広げることなどにより、
地域社会の共同利益の実現を図る取組に対して補助します。



募 集 期 間

令和7年4月1日(火) から 5月12日(月)まで

兵庫県淡路県民局

※本事業は兵庫県議会において令和7年度当初予算案が議決されることが前提となります。

※補助金申込書の様式は淡路県民局ホームページからダウンロードできます。

令和7年度淡路地域づくり活動応援事業



1 補助の要件

(1) 対象団体

次の2つの要件を全て満たす団体

★1 一定の地域を基盤に地域活動を行う団体（いわゆる地域団体）。

地域団体とは？（補助事業を実施する上での定義）

- ☐ 淡路地域の中で一定の区域を基盤とし、地域に根ざした活動（概ね1年以上）をしている。
- ☐ 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されている。
- ☐ 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入可能である。
- ☐ 規約や代表者を定めている。

例えば、自治会、婦人会、老人会、子ども会、消費者団体、いずみ会、まちづくり協議会、防犯協会、交通安全協会、青少年育成団体など（政治団体、営利団体、宗教団体は対象になりません。）

★2 淡路地域ビジョンの趣旨に賛同し、「淡路地域ビジョン推進チーム」へのご登録に同意いただける団体。

(2) 対象事業

①、②の枠の別を問わず、1団体につき1事業の申込みに限ります。

①一般枠

淡路島にある「自然」「歴史」「産業」「伝統文化」などの豊富な地域資源を活かしながら、参画と協働のもと、創意工夫し、活力と魅力ある地域づくりを目指す新たな取組で次のいずれにも該当する事業

- ア 地域団体の企画力の強化や組織基盤・事務局機能の強化等につながる新しい取組であること。
- イ 他の地域団体のモデルとなる取組、地域において先駆的な取組または市域を越える広域的な取組のいずれかに該当する事業であること。
- ウ 地域社会の問題解決（共同利益の実現）につながること。
- エ 事業の実施に当たって、申込団体を除く1以上の団体と協働で取り組むものであること。ただし、2団体以上で実行委員会組織等を設け実施する場合は、この限りでない。

②万博枠

「大阪・関西万博」、「AWAJI島博」の開催に合わせ、地域の特徴・資源を活かした活動プログラムや、島内外からインバウンドを含む多様な人々が集う交流イベントの実施、域外への淡路島の魅力発信等を図る新たな取組で、かつ一般枠のエに該当する事業

※ただし、一般枠・万博枠ともに次のような事業は対象とはなりません。

- ☐ 財産の形成又は営利を目的とする事業
- ☐ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- ☐ 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業
- ☐ 毎年実施している地域の祭り、単なる備品購入、施設整備等で完結する事業
- ☐ 本事業の他に兵庫県又は兵庫県の外郭団体から補助を受けている事業
- ☐ 事業提案会までに事業が完了する事業

※原則として、同じ内容の事業に対する補助については、令和3年度から起算して3回までとさせていただきます。(これまでに補助を受けた事業については、万博枠で申し込むことはできません。)

2 補助の内容・金額

(1) 補助額、補助率

- ア 補助額：1件あたり 30万円以内（万円単位で申し込んでください。）
- イ 補助率：10／10（定額）

(2) 補助の対象となる事業の実施期間

令和7年4月1日～令和8年2月28日（主たる事業を3月に実施すると認められる事業については3月17日まで）

(3) 補助の対象経費（詳細は別紙「対象経費の取扱いについて」をご参照ください）

- ア 補助対象となる経費
 - ・謝金、旅費、消耗品費、通信費等
 - ・その他審査の結果必要と認められた経費
- イ 補助対象とならない経費
 - ・日常的な活動経費、スタッフの人件費・旅費等

※適切な領収書が添付されない経費は対象となりません。

3 補助の申込

(1) 募集期間

令和7年4月1日（火）～5月12日（月）

(2) 応募方法

補助を希望される地域団体は、「(3) 提出書類」をご用意のうえ、兵庫県淡路県民局県民躍動室交流渦潮課まで必ずご持参ください。受付時間は平日9:00～17:00（ただし12:00～13:00を除く）です。来庁日時を事前にご連絡ください。

郵送、ファックス、電子メール等による申込は受け付けできません。

(3) 提出書類

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| ①地域づくり活動応援事業補助金申込書 | |
| ②事業計画書（別紙1） | ⑥団体の構成員名簿 |
| ③収支予算書（別紙2） | ⑦消費税の取扱いについて（別紙4） |
| ④団体概要書（別紙3） | ⑧チェックリスト（別紙5） |
| ⑤団体の規約 | ⑨その他参考資料（プロフィール、見積書等） |

(4) ヒアリングの実施

申込受付の際に、書類の確認、ヒアリングを行います。

特に収支予算書については、金額の積算方法が適切かなど重点的に確認しますので、見積書を徴収するなど事業費の精査に努めていただきますようお願いします。

4 審査基準等

(1) 審査方法

申込団体には令和7年6月初旬（予定）に開催する「事業提案会」に出席いただき、申込内容について発表し、質疑を受けていただきます。ただし、10万円以下の申込は事業提案会での発表を免除します。その後、申込書類や発表内容等をもとに審査のうえ、補助対象事業、補助金額を決定します。

(2) 審査基準

- ・補助対象となる団体・事業と認められるか
- ・地域住民の幅広い参画と協働を促す取組であるか
- ・一部の者にとっての課題でなく、地域としての課題解決につながるか
- ・交流の拡大や地域の活性化につながる取組であるか
- ・淡路らしい活動、時代・地域にあった取組であるか
- ・活動経費が有効に活用されているか など

(3) 審査結果

審査の結果に基づき、各団体に事業実施の可否、補助金額を内示します。内示の内容で事業実施を行う旨の意向が確認できた団体に対して、補助金の交付決定を行います。

- ※1 審査の結果によっては、補助金の大幅な減額や補助対象外となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※2 補助決定事業については、事業名、団体名、対象区域、事業内容、補助金額を淡路県民局ホームページに掲載します。
- ※3 補助決定した団体については、「淡路地域ビジョン推進チーム」として登録させていただきます。

5 補助金の支払い等

(1) 実績報告書の提出

事業完了後1か月以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。事業実績報告書の提出がない場合、補助金の交付決定は取消しとなります。

(2) 補助金の支払い

実績報告書を審査のうえ、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金請求書により、指定口座へ補助金を振り込みます。

※必要と認められる場合は、一回に限り前払い（上限額：補助金額の半額）を請求することができます。

6 報告会の開催等

令和8年3月に開催予定の「活動報告会」に出席いただき、取組の概要と事業で得られた成果等を報告していただきます。また、補助事業を通じて得られたノウハウを広く役立てるため、各団体の取組の概要や成果等をまとめた事例集を作成します。（A4サイズ2枚）

※作成した事例集は、広く県民の皆様へ配布させていただきます。

《書類の提出先・お問合せ先》

兵庫県 淡路県民局 県民躍動室 交流渦潮課

〒656-0021 兵庫県洲本市塩屋2丁目4-5

TEL：0799-26-2085(直通)／FAX：0799-24-6934

E-mail：awajikem@pref.hyogo.lg.jp

各種様式は淡路県民局のホームページに掲載しています。